

加東市における地域生活支援拠点整備

地域生活支援拠点整備の目的

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

小規模自治体で資源が限られているため、全部の機能を一度に整備するのではなく、段階的に整備を進める。

⇒まずは、「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」から優先して始める。

① 「相談」の整備

緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

- ・ 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録
 - 基幹相談支援室を司令塔に位置付ける
 - 登録制を導入し、支援を希望する障害者・家族をあらかじめリスト化。
 - まだ支援につながっていないが、今後支援が必要と想定される世帯についても、可能な限り把握しておく。
 - ・ 常時の連絡体制の確保
 - 平日日中+夜間・休日は携帯への転送など簡易体制での実施
 - 加東市内の相談支援事業所へ地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録してもらう。
- ◇ 地域生活支援拠点等への登録を要件とする加算の算定が可能

地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受け入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度）

地域体制強化共同支援加算 2,000 単位/回（月1回を限度）

地域生活支援拠点等として位置づけられているか、拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、定期的に協議会に参画している場

合

② 「緊急時の受け入れ・対応」の整備

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

- ・ 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保
 - 登録型協力事業所制度
 - 普段から加東市の利用者がある短期入所事業所に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録してもらう。
 - ◇ 地域生活支援拠点等への登録を要件とする加算の算定が可能

地域生活支援拠点である場合の加算

地域生活支援拠点等である短期入所事業所の場合、短期入所の利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに100単位を加算。行動関連項目合計点数が10点以上である者を支援した場合は、さらに200単位を加算。

- ・ 「緊急時」とは（緊急時の定義）

- 普段は在宅生活が可能なが、突発的事情で一時的に生活できなくなる時
 - ◇ 介護者の急病・事故などの緊急時
 - ◇ やむを得ない事情により、居宅での生活が困難になった時
 - ◇ 短絡的・一時的な支援を想定（数日～1週間程度）
 - ◇ 「突発性」、「予測困難性」がある。
 1. 家族（主たる介護者）の急病や入院等により、居宅での生活が一時的に困難になった場合
 2. 介護者の冠婚葬祭、出張などにより、一時的に支援が途切れる場合（突発的で予測困難な場合のみ）
 3. 本人の体調悪化や生活上の急変があり、短期間の見守り・支援が必要な場合
 4. 災害・事故等の突発的事情により、居宅での生活継続が困難になった場合

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対

して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援室、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能